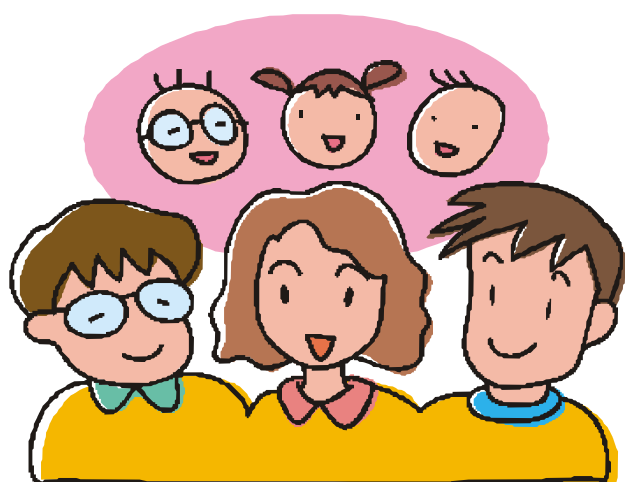


平成20年度京都府食育推進行動計画

～ 朝ごはんを食べよう！～



平成20年7月
京都府

【 目 次 】

1	取組の体系	・・・	1
2	取組の展開	・・・	5
1	健全な食生活を営む府民を増やす取組	・・・	5
2	生産者と消費者の絆を深め、「食」を大切に する心をつくらせる取組	・・・	13
3	「食」に感動する機会をつくる取組	・・・	15
4	関係者が連携できる「食育ネットワーク」を つくり、情報の共有化を図る取組	・・・	17
5	人材育成や活躍しやすい仕組みづくりと、 食育に関するマンパワーを強化する取組	・・・	19
6	地域の取組を支援し、優良事例を府内 全域へ拡大する取組	・・・	20
3	年度別数値目標	・・・	21

平成19年1月に策定された京都府食育推進計画に基づき、京都府における食育の取組の実施状況を管理・点検し、食育を総合的かつ効果的に推進していくため、平成19年度に引き続いて、平成20年度における実行計画として、この計画を策定します。

なお、この計画は京都府食育推進計画の「6 計画推進のための取組」の体系に沿って作成されています。

1 取組の体系

京都府食育推進計画

1 健全な食生活を営む府民を増やす取組	
(1) 家庭における食育の推進	① 「朝ごはんを毎日食べる」運動等の展開
	② 「食」の大切さや望ましい食習慣等についての啓発
	③ 栄養指導・相談対応の充実
	④ 初めて父親、母親になる夫婦の妊娠・出産期の子育てを意識した食育における保健・医療機関、NPO等の連携
	⑤ 親子料理教室等、「食」を楽しみながら学ぶ機会の提供
(2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進	① 食育に関する計画・指針等の作成
	② 食育に関する教職員等の意識の向上
	③ あらゆる機会を通じた「食」に関する指導
	④ 地域の特色や工夫を生かした給食の実施
	⑤ 食生活改善推進員や生活研究グループ員、生産者等、地域の「食」の専門家の協力を得た食育の取組
	⑥ 農作物栽培や調理等の体験活動
	⑦ 学校・保育所・幼稚園が連携した食育の推進
	⑧ 栄養教諭等の配置の促進
(3) 職場等における食育の推進	① 職場における健康診断の機会を利用した食生活指導
	② 地域の特色や栄養面での工夫を生かした食堂メニューや弁当の提供
	③ 大学での献血等の機会を利用した食生活指導
(4) 地域における食育の推進	① 「食事バランスガイド」の活用による「食生活指針」の普及・啓発
	② 医療機関等での食育の普及啓発
	③ 食品関係事業者と連携した取組
	④ 食生活改善推進員や生活研究グループ員等が行う料理教室等の活動
	⑤ 「食」の安心・安全についての関係機関と連携した情報提供

平成20年度の取組事項	担当
<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等での取組の支援 ●食育強化月間における関係団体と連携した啓発 ●小学校就学直前の子どもを持つ親への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課 ●社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座への対応 ●各種イベントでの啓発 ●食育リレー講座 ●家庭向けリーフレット「食事で生き生き健康ガイドブック」の配布 ●「健康長寿日本フォーラムinなんたん」の開催 ●「なんたん・かんたん・やさしい料理」レシピの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課・こども未来課 ●健康対策課・食の安心・安全推進課 ●食の安心・安全推進課 ●保健体育課 ●南丹保健所 ●南丹保健所
<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てを意識した食育講座の実施(食育リレー講座) 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●親子料理教室開催支援(保育所親子食育推進事業) ●食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援 ●体験型食育教室の取組促進 ●児童等向けの食育推進活動に対する関係行政機関の連携した支援 ●府関連施設を活用した農林漁業体験 ●府の施設を活用した農林漁業体験 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども未来課 ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課 ●乙訓教育局・乙訓保健所・京都乙訓農業改良普及センター ●農村振興課(丹後あじわいの郷) ●畜産技術センター(畜産課)
<ul style="list-style-type: none"> ●モデル保育所における食育計画の策定支援 ●学校における食に関する指導計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども未来課 ●保健体育課
<ul style="list-style-type: none"> ●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など ●教職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●保健体育課
<ul style="list-style-type: none"> ●健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組 ●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など【再掲】 ●出前講座への対応【一部再掲】 ●学校給食を活用した食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●健康対策課 ●健康対策課・こども未来課・農政課 ●保健体育課
<ul style="list-style-type: none"> ●保育所での郷土食の提供促進 ●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援 ●地場産物を取り入れた学校給食の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども未来課 ●健康対策課 ●保健体育課
<ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会の実施) ●食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 ●地域の人材を活用した体験学習等の実施 ●子ども達等を対象とする食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課 ●保健体育課 ●山城広域振興局(農林商工部、山城北、南保健所)・山城教育局
<ul style="list-style-type: none"> ●保育所の親子による農産物栽培、収穫体験(保育所親子食育推進事業) ●府関連施設を利用した農林漁業体験 ●子ども達等を対象とする食育の推進【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども未来課 ●農村振興課(丹後あじわいの郷) ●山城広域振興局(農林商工部、山城北、南保健所)・山城教育局
<ul style="list-style-type: none"> ●特定給食施設等従事者講習会 ●小学校就学直前の子どもを持つ親への支援【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> ●私学における栄養教諭の配置促進 ●認定講習と採用選考試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●文教課 ●教職員課・学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ●地域・職域連携推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課
<ul style="list-style-type: none"> ●食情報提供店への加入促進 ●健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組【再掲】 ●地元農産物利用施設の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●献血時における大学生を対象にした栄養相談 ●大学における食育セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●薬務課 ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●各種イベントでの啓発 ●出前講座への対応【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●健康対策課
<ul style="list-style-type: none"> ●京都の伝統食品や加工技術を紹介する展示会の開催 ●スーパーマーケット等での食育啓発活動 ●消費者と食品関係事業者との交流の機会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●染織・工芸課 ●食の安心・安全推進課 ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会)【再掲】 ●体験型食育教室の取組促進【再掲】 ●食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課 ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●セミナー等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課

京 都 府 食 育 推 進 計 画	
2 生産者と消費者の絆を深め、「食」を大切にすることを培う取組	(1) 生産者と消費者との交流の促進
	(2) 朝市、直売所を核とした食育推進グループの組織化
	(3) 「食」の生産状況や「食」と環境のかかわりについて学ぶ機会の提供
	(4) 農林漁業・食品製造の状況を消費者が学習できる農場・工房等の施設の情報提供
3 「食」に感動する機会をつくる取組	(1) 農作業体験活動の促進
	(2) 郷土食など地域や旬の素材を生かした給食等の実施
	(3) 児童・生徒向けの調理実習等の実施
	(4) 子どもたちが「食」に関する知識を学び、ステップアップを図る取組の実施
4 関係者が連携できる「食育ネットワーク」をつくり、情報の共有化を図る取組	(1) 学校、市民団体、NPO等の情報の交換と共有化
	(2) 共同事業(連携事例)の紹介
	(3) コーディネーター(調整役)の設置と育成
	(4) 関係団体で構成する協議会の設置
5 人材育成や活躍しやすい仕組みづくりと、食育に関するマンパワーを強化する取組	(1) 「食」に関する専門的知識を有する者の養成
	(2) 栄養教諭等の研修を通じた資質の向上
	(3) 食育を推進する人材への講習の実施、認定による人材育成
	(4) 栄養士等、食育に関わる職業を志す学生を活用した取組
6 地域の取組を支援し、優良事例を府内全域へ拡大する取組	(1) 優良事例の紹介及び取組の拡大

平成20年度の取組事項	担当
<ul style="list-style-type: none"> ●生活研究グループによる郷土料理と農山漁村伝承技能保持者による技術伝承活動 ●ブランド京野菜等の魅力を再発見する活動 ●地域において食や農への理解を深める交流活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究普及ブランド課 ●研究普及ブランド課 ●南丹広域振興局農林商工部
<ul style="list-style-type: none"> ●直売所ネットワークづくり ●食育活動のできる直売所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課 ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●府施設を活用した様々な食育・環境体験教室の開催 ●「こどもたちのための食と環境講座」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境保全課 ●農政課
<ul style="list-style-type: none"> ●該当施設に関する情報の収集・提供 ●食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課 ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●「ふるさとボランティア」の実施 ●「ふるさと発見隊」の実施 ●都市漁村交流の促進 ●特用林産物の生産体験 ●府の施設を活用した農林漁業体験【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●農村振興課 ●農村振興課 ●水産課 ●林務課 ●畜産技術センター(畜産課)
<ul style="list-style-type: none"> ●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援【再掲】 ●府内産野菜等給食の取組の支援 ●地域の特色を生かした学校給食【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課 ●保健体育課
<ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援【再掲】 ●給食に伴う農業体験学習の推進 ●調理実習等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課 ●学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ●体験型食育教室の取組促進【再掲】 ●地域の人材を活用した体験学習等の実施【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課 ●保健体育課
<ul style="list-style-type: none"> ●管内栄養士ネットワーク推進事業 ●京都府及び関係機関の「食」に関する情報の提供 ●きょうと食育ネットワーク会員相互の情報交換と府民への情報提供 ●きょうと健康長寿推進南丹地域府民会議食環境部会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課 ●食の安心・安全推進課 ●南丹保健所
<ul style="list-style-type: none"> ●地域食育ネットワークの事例収集 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●食育活動実践者等への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●生産者、消費者、飲食店・流通業者等との交流の機会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●南丹広域振興局農林商工部
<ul style="list-style-type: none"> ●食育担当者を対象とした研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●保健体育課
<ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会の実施)【再掲】 ●特定給食施設等従事者講習会【再掲】 ●体験型食育教室の取組を通じた食育指導の知識・技術の習得を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康対策課 ●健康対策課 ●食の安心・安全推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●管理栄養士公衆栄養学臨地実習における栄養教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●山城北保健所
<ul style="list-style-type: none"> ●地域・団体等のモデル事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安心・安全推進課

2 取組の展開

1 健全な食生活を営む府民を増やす取組

【現 状】

栄養バランスの乱れや不規則な食事、家族みんなで食卓を囲む機会の減少、食の安心・安全を揺るがす問題の発生、子どもの食生活の大部分を担う家庭の教育力の低下など、健全な食生活を営むことが難しくなっています。

(1) 家庭における食育の推進

① 「朝ごはんを毎日食べる」運動等の展開

取組事項	取組の内容	担当
保育所等での取組の支援	朝食を食べない幼児ゼロを目指し、保健所は保育所等への訪問や研修を通じて、給食の機会を捉え、「食する」ことの重要性やそれに伴うマナーの理解など、年齢に応じた食育を支援します。	健康対策課
食育強化月間における関係団体と連携した啓発	「きょうと食育ネットワーク」が「朝ごはんを食べよう」を統一テーマとして定めている「きょうと食育強化月間（11月）」において、府内各団体と連携した啓発活動を行います。	食の安心・安全推進課
小学校就学直前の子どもを持つ親への支援	「早寝・早起き・朝ごはん」等規則正しい生活習慣や学習習慣がしっかり身につくよう、小学校就学直前の子どもを持つ親を対象に「親のための応援塾」を開設し、家庭の教育力の向上を目指します。	社会教育課

② 「食」の大切さや望ましい食習慣等についての啓発

取組事項	取組の内容	担当
出前講座への対応	望ましい食習慣について啓発を図るため、保健所などからの出前講座を実施します。	健康対策課 こども未来課
各種イベントでの啓発	<p>「きょうと食育ネットワーク」と連携しながら、食に関わるイベント等に効果的な出展を行い、府民が食育を考え、体験できる機会とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食育取組事例等の展示・配布 ○体験型ブース出展 食生活の見直しや、食にかかわるマナー等の体験機会とします。 ○アンケート実施 府民の食育に対する意識を把握します。 <p>【平成20年度イベント展示予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第3回食育推進全国大会（群馬県） （平成20年6月7日、8日） ②SKYふれあいフェスティバル （平成20年9月予定） ③京都府農林水産フェスティバル （平成20年11月予定） ④京都環境フェスティバル （平成20年12月13日、14日） 	健康対策課 食の安心・安全推進課

食育リレー講座	「きょうと食育ネットワーク」において、府民向けに分野毎の食育をリレー形式で紹介し、食育についての理解を深めていただきます。 目標：5回以上開催	食の安心・安全推進課
家庭向けリーフレット「食事で生き生き健康ガイドブック」の配布	家庭向けリーフレットを活用して、学校と家庭が一体となった食育を推進します。	保健体育課

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
「健康長寿日本一フォーラム in なんたん」の開催	地域府民の健康長寿推進と健康づくりの気運向上を目的として、今年度は『食』をテーマにフォーラムを開催します。	南丹保健所
「なんたん・かんたん・やさしい料理」レシピの普及	昨年度公募・編集したレシピ集から、地産地消・野菜の旬・健康の情報を盛り込んだパンフレットを作成・配付し、広く府民に活用されることを目指します。	南丹保健所

③栄養指導・相談対応の充実

取組事項	取組の内容	担当
保育所等への支援	保育所等に対し、栄養指導上の課題を解決について、保健所が行う巡回指導等を通じて支援します。	健康対策課

④初めて父親、母親になる夫婦の妊娠・出産期の子育てを意識した食育における保健・医療機関、NPO等の連携

取組事項	取組の内容	担当
子育てを意識した食育講座の実施（食育リレー講座）	「きょうと食育ネットワーク」において実施する食育リレー講座で、これから親になる世代を対象とした食育講座を実施します。	食の安心・安全推進課

⑤親子料理教室等、「食」を楽しみながら学ぶ機会の提供

取組事項	取組の内容	担当
親子料理教室開催支援（保育所親子食育推進事業）	保育所での地元産食材による親子の料理教室などを通じ、家族ぐるみでの食育の重要性への認識を深めます。	こども未来課
食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援	食生活を通じた健康づくりのボランティア団体である食生活改善推進員が各地域で親子料理教室等を実施するにあたり、取組の支援や、技術向上のためのリーダー研修会を実施します。	健康対策課
体験型食育教室の取組促進	健全な食生活を実践できる人を増やすために、地域で食育を実践するグループ等が子どもを対象として実施する、体験型の食育教室の取組を支援し、地域における食育の取組を推進します。 目標：19年度2か所 → 20年度5か所	食の安心・安全推進課

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
児童等向けの食育推進活動に対する関係行政機関の連携した支援	乙訓地域において、特定小学校区の青少年健全育成団体が行う体験型の取組を中心とした中長期的な食育活動に対して、関係行政機関が連携して支援します。	乙訓教育局 乙訓保健所 京都乙訓農業改良普及センター
府関連施設を活用した農林漁業体験	パンやケーキづくりを通じて、「食」を楽しみながら学ぶ機会を提供します。	農村振興課 (丹後あじわいの郷)
府の施設を活用した農林漁業体験	小中学生等に家畜管理やバター、アイスクリーム製造体験を通じて、命の大切さと「食」について学ぶ機会を提供します。 目標：20年度 計3回	畜産技術センター(畜産課)

(2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

①食育に関する計画・指針等の作成

取組事項	取組の内容	担当
モデル保育所における食育計画の策定支援	「保育所における食育に関する指針」により、保育所親子食育推進事業実施保育所が食育の計画を策定するにあたり、関連データの提供等、計画策定への支援を行います。 <保育所における食育に関する指針> 「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月29日雇児保発第0329001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)」で示された指針	こども未来課
学校における食に関する指導計画の策定	各学校において、栄養教諭を中心に学級担任等が教育活動全体を通じて食育を推進するため、食に関する指導計画の策定を進めます。	保健体育課

②食育に関する教職員等の意識の向上

取組事項	取組の内容	担当
特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など	保健所が実施する特定給食施設等巡回指導や講習会の開催などにより、献立や食育に関する知識普及・情報提供等を行い、給食施設従事者の意識の向上を図ります。 <特定給食施設> 健康増進法第20条では、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設。 ただし、府ではそれ以下の食数の施設に対しても指導対象施設としている。	健康対策課
教職員研修の充実	管理職研修や初任者研修の中で食育に関する研修を実施することにより、学校教育活動全体を通じた食育推進への意識の向上を図ります。	保健体育課

③あらゆる機会を通じた「食」に関する指導

取組事項	取組の内容	担当
健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組	「健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズ」の取組を弁当製造業者等に働きかけ、メニュー開発や栄養のアドバイス等の支援を行い、京のおばんざい弁当の普及を図ります。 また、京のおばんざい弁当普及推進協議会が、ホームページや各種イベント等の様々な機会を通じて、取組企業を積極的に広報・普及を行います。	健康対策課
特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など	【再掲】 1 (2) ②	健康対策課
出前講座への対応	【再掲】 1 (1) ②	健康対策課 こども未来課
	「こどもたちのための食と環境講座」 地域の農林水産業やその環境が果たす役割についての理解促進を図るため、小・中学校などからの要請に基づいた出前講座を実施します。	農政課
学校給食を活用した食育の推進	生きた教材としての学校給食を活用し、望ましい食習慣の形成とともに、郷土の産物や食文化への関心、感謝の気持ち等を醸成します。	保健体育課

④地域の特色や工夫を生かした給食の実施

取組事項	取組の内容	担当
保育所での郷土食の提供促進	給食を実施する保育所において、保育所親子食育推進事業などで、年に複数回地域の伝統的食事を幼児に提供し、地域の食文化を学べる機会にします。	こども未来課
特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援	給食を実施している施設で、地域の特色や工夫を活かした給食の提供ができるよう、保健所による給食施設巡回指導時の個別相談により支援します。	健康対策課
地場産物を取り入れた学校給食の促進	地域の特色を生かした学校給食により、地域の産物や食文化への理解を深め、郷土への関心を高めます。	保健体育課

⑤食生活改善推進員や生活研究グループ員、生産者等、地域の「食」の専門家の協力を得た食育の取組

取組事項	取組の内容	担当
食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会の実施)	保健所は、食生活改善推進員のリーダー層に研修会を行い、食育に関する最新知識や地域の統計データ、事例共有などの機会を提供し、効果的な活動が展開されるよう支援します。	健康対策課

食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供	「きょうと食育ネットワーク」を通じて、府内で行われている食育支援の活動を登録し、ホームページ等で情報提供することで、食育に取り組むにあたって必要な情報を容易に取得できるようにします。 【食育支援の取組】 ○ボランティア活動 ○講師の派遣 ○農林漁業体験プログラム ○企業・工房等の見学 ○教材等の提供 等	食の安心・安全推進課
地域の人材を活用した体験学習等の実施	「子どもの健康を育む食育推進事業」において、地元料理人の指導による体験学習や地元生産者との交流等を実施し、地元の産物や食文化への理解を深め、郷土への関心を高めます。	保健体育課

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
子ども達等を対象とする食育の推進	「やましる食育プロジェクト」として食育を推進します。 ○綴喜おふくろ伝承の会等地元生産者や食生活改善推進員を講師とし、保育所・幼稚園と連携した野菜栽培・収穫体験を通じた総合的な園児への食育教室や、その見学会を実施。 ○地域における食育推進に関わる人材育成。 ○食育推進に関わる人材等のデータベースの作成。	山城広域振興局 (農林商工部、山城北・南保健所) 山城教育局

⑥農作物栽培や調理等の体験活動

取組事項	取組の内容	担当
保育所の親子による農産物栽培、収穫体験 (保育所親子食育推進事業)	保育所の親子による農産物の栽培・収穫体験や食習慣の大切さについての普及・啓発を支援し、「食」の重要性に気づききっかけとします。	こども未来課

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
府関連施設を利用した農林漁業体験	サツマイモづくりなどの体験活動を推進します。	農村振興課 (丹後あじわいの郷)
子ども達等を対象とする食育の推進	【再掲】1(2)⑤	山城広域振興局 (農林商工部、山城北・南保健所) 山城教育局

⑦学校・保育所・幼稚園が連携した食育の推進

取組事項	取組の内容	担当
特定給食施設等従事者講習会	特定給食施設等従事者講習会の場を活用し、情報提供や施設間の交流の場を提供することで、連携した食育を推進します。	健康対策課

小学校就学直前の子どもを持つ親への支援	【再掲】1 (1) ①	社会教育課
---------------------	-------------	-------

⑧栄養教諭等の配置の促進

取組事項	取組の内容	担当
私学における栄養教諭の配置促進	私立小中高等学校における栄養教諭の配置に対し助成を行います。	文教課
認定講習と採用選考試験の実施	学校栄養職員の栄養教諭免許取得を支援する認定講習事業をはじめ、専門性を有する栄養教諭の新規採用枠を引き続き設けるなど、積極的に配置を促進します。	教職員課 学校教育課

(3) 職場等における食育の推進

①職場における健康診断の機会を利用した食生活指導

取組事項	取組の内容	担当
地域・職域連携推進会議	保健所における地域・職域連携推進会議を通じて、事業所が行う各種保健指導等に役立つ食生活改善の情報提供を行います。 <地域・職域連携推進会議> 地域保健と職域保健の間の健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源の相互活用などを通じて、地域・職域の連携体制を構築し、生涯を通じた継続的な健康支援を図るための会議	健康対策課

②地域の特色や栄養面での工夫を生かした食堂メニューや弁当の提供

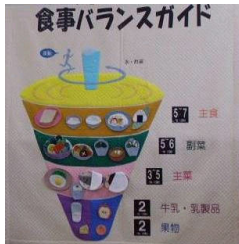
取組事項	取組の内容	担当
食情報提供店への加入促進	事業所や大学の食堂等で栄養成分表示やヘルシーメニューを提供されるよう保健所は事業主に働きかけ、栄養のアドバイスや健康づくり情報の提供等の支援を行います。 また、加入事業所を、府のホームページ等で広報します。	健康対策課
健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組	【再掲】1 (2) ③	健康対策課
地元農産物利用施設の認定	地元農産物の利用に意欲的な病院・福祉施設等を対象に認定章の交付を行い、意欲の向上を図ります。 目標：19年度27施設 → 20年度50施設	食の安心・安全推進課

③大学での献血等の機会を利用した食生活指導

取組事項	取組の内容	担当
献血時における大学生を対象にした栄養相談	大学での献血等の機会を利用した栄養相談・食生活指導を(社)京都府栄養士会に委託して行います。	薬務課
大学における食育セミナーの開催	滋賀県と連携して、大学生を対象とした食育セミナーを開催します。	食の安心・安全推進課

(4) 地域における食育の推進

①「食事バランスガイド」の活用による「食生活指針」の普及・啓発

取組事項	取組の内容	担当
各種イベントでの啓発	<p>食生活改善推進員連絡協議会と連携し、各種イベントにおいて、府民へ「食事バランスガイド」を活用し、正しい食習慣についての普及・啓発を行います。</p>  <p>←食生活改善推進員連絡協議会作成の食事バランスガイドタペストリー</p>	健康対策課
出前講座への対応	【再掲】 1 (1) ②	健康対策課

②医療機関等での食育の普及啓発

③食品関係事業者と連携した取組

取組事項	取組の内容	担当
京都の伝統食品や加工技術を紹介する展示会の開催	<p>京都の長い歴史の中で培われた伝統食品の展示、加工技術の紹介を通して、京都の食やその大切さについて知ってもらう機会を提供します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統食品の展示 ・加工技術の紹介 ・体験学習講座 <p>【実施主体】(社)京都府食品産業協会</p>	染織・工芸課
スーパーマーケット等での食育啓発活動	<p>若い世代を対象に食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。</p>	食の安心・安全推進課
消費者と食品関係事業者との交流の機会づくり	<p>消費者と食品関係事業者とが交流する「食に関する座談会」を各広域振興局が開催し、相互の意思疎通を図ります。</p> <p>※20年度開催回数 年4回 ※座談会のテーマを理解できた人の割合 7割</p>	食の安心・安全推進課

④食生活改善推進員や生活研究グループ員等が行う料理教室等の活動

取組事項	取組の内容	担当
食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会)	【再掲】 1 (2) ⑤	健康対策課
体験型食育教室の取組促進	【再掲】 1 (1) ⑤	食の安心・安全推進課
食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供	【再掲】 1 (2) ⑤	食の安心・安全推進課

⑤ 「食」の安心・安全についての関係機関と連携した情報提供

取組事項	取組の内容	担当
セミナー等の開催	<p>「食の安心・安全セミナー」等を広域振興局等が開催し、食品の安全性に関する知識を啓発します。</p> <p>目標：年5回（フォーラム、セミナー）</p> <p>セミナーのテーマを理解できた人の割合 7割</p>	食の安心・安全推進課

2 生産者と消費者の絆を深め、「食」を大切に作る心を培う取組

【現 状】

生産者と消費者の距離が拡大することにより、お互いの姿が見えにくくなっていることや、容易に食料を購入できる状況にあることから、生き物の生命を頂いていることや生産者の努力等を実感できず、食べ残しが大量に発生するなど、「食」に対する感謝の気持ちが醸成されにくくなっています。

(1) 生産者と消費者との交流の促進

取組事項	取組の内容	担当
生活研究グループによる郷土料理と農山漁村伝承技能保持者による技術伝承活動	京都府生活研究グループ連絡協議会が郷土料理を伝えるための冊子の作成や、農山漁村伝承技能保持者が行う伝承活動を支援します。	研究普及ブランド課
ブランド京野菜等の魅力を再発見する活動	(社)京のふるさと産品価格流通安定協会が行う消費者のブランド京野菜等の生産現場見学や、生産者との意見交換等の事業に対して助成を行います。	研究普及ブランド課

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
地域において食や農への理解を深める交流活動の展開	「南丹『食』と『農』が結ぶ健康月間」を独自に設定し、多くの府民が参加できる食育を含めた「『食』と『農』の体験ウォーク」や「食の安心・安全セミナー」等のキャンペーン活動を25事業展開します。	南丹広域振興局 農林商工部

(2) 朝市、直売所を核とした食育推進グループの組織化

取組事項	取組の内容	担当
直売所ネットワークづくり	直売所のPRや合同朝市等を行う直売所間広域ネットワークづくりを支援し、食育の機会を増加させます。 目標：朝市・直売所ネットワーク 新たに3か所	食の安心・安全推進課
食育活動のできる直売所づくり	地域の農業や食材についての話題を介した交流活動のできる直売所づくりを支援します。 目標：5か所	食の安心・安全推進課

(3) 「食」の生産状況や「食」と環境のかかわりについて学ぶ機会の提供

取組事項	取組の内容	担当
府施設を活用した様々な食育・環境体験教室の開催	府立丹後海と星の見える丘公園で「安心・安全、本物の食」をキーワードに、府地域機関や住民の協力も得ながら、地元産食材や間伐材などのエネルギーを利用した調理教室、公園内の農地を活用した農作業体験、公園内で発生した生ゴミを堆肥化し、活用するゼロエミ教室など、様々な食育・環境体験教室を実施します。	自然環境保全課
「こどもたちのための食と環境講座」の実施	地域の農林水産業やその環境が果たす役割についての理解促進を図るため、小・中学校などからの要請に基づいた出前講座を実施します。	農政課

(4) 農林漁業・食品製造の状況を消費者が学習できる農場・工房等の施設の情報提供

取組事項	取組の内容	担当
該当施設に関する情報の収集・提供	該当施設についての情報をホームページを通じて情報提供します。	食の安心・安全推進課
食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供	【再掲】1(2)⑤	食の安心・安全推進課

3 「食」に感動する機会をつくる取組

【現 状】

都市部の農地が減少したことや、食品の広域流通の進展などにより、農林水産物や食品の生産現場を目にしたり、生産者等と言葉を交わすことがなくなってきています。

またライフスタイルの多様化や、家庭の教育力の低下などにより、家庭において「食」に関する知識や、マナー、調理技術等を学ぶことが少なくなっています。

(1) 農作業体験活動の促進

取組事項	取組の内容	担当
「ふるさとボランティア」の実施	農村で地域住民と都市住民が協働で草刈りなどを行う「ふるさとボランティア」を企画・実施します。	農村振興課
「ふるさと発見隊」の実施	地域の農業生産に係る水路等の機能と役割、歴史等を学習する「ふるさと発見隊」のイベントを企画・実施します。	農村振興課
都市漁村交流の促進	丹後の水産物等に対する都市住民の理解を促進するため、PRや漁業・漁村体験等の都市漁村交流事業を行う団体を支援します。	水産課
特用林産物の生産体験	山の恵みである特用林産物の理解を深めるために、原木を使ったしいたけ栽培を体験指導します。 目標：モデルフォレスト運動の取組を通じて体験行事を計2回開催	林務課

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
府の施設を活用した農林漁業体験	【再掲】1(1)⑤	畜産技術センター(畜産課)

(2) 郷土食など地域や旬の素材を生かした給食等の実施

取組事項	取組の内容	担当
特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援	【再掲】1(2)④	健康対策課
府内産野菜等給食の取組の支援	子どもたちが地域農業への理解や食への関心を深めるよう、府内産野菜等を使った学校給食の取組拡大を支援します。 目標：地元農産物を利用した学校給食の平均1回以上実施校割合 ⑩98% → 100%	食の安心・安全推進課
地域の特色を生かした学校給食	【再掲】1(2)④	保健体育課

(3) 児童・生徒向けの調理実習等の実施

取組事項	取組の内容	担当
食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援	【再掲】 1 (1) ⑤	健康対策課
給食に伴う農業体験学習の推進	給食に関連させた農業体験学習を行う事例を収集し、小学校や直売所などに紹介します。 目標：10事例	食の安心・安全推進課
調理実習等の充実	基礎的な技能を身に付け、日常生活で活用できるようにします。食文化を継承しつつ、健康で安全な調理を工夫し、食事を作る楽しさや食べる喜びを味わうことができるようにします。	学校教育課

(4) 子どもたちが「食」に関する知識を学び、ステップアップを図る取組の実施

取組事項	取組の内容	担当
体験型食育教室の取組促進	【再掲】 1 (1) ⑤	食の安心・安全推進課
地域の人材を活用した体験学習等の実施	【再掲】 1 (2) ⑤	保健体育課


4 関係者が連携できる「食育ネットワーク」をつくり、情報の共有化を図る取組

【現 状】

各地域で、様々な食育の取組が行われていますが、講師や体験学習の受け入れ先などを探ることが難しいといわれています。

また、単独の取組が大半であり、関係団体で連携のとれた継続性のある取組は少ない状況です。

(1) 学校、市民団体、NPO等の情報の交換と共有化

取組事項	取組の内容	担当
管内栄養士ネットワーク推進事業	保健所は、地域での食育を推進するため、施設や地域で活動する栄養士に対し研修会や情報共有の場を提供することにより、栄養士間のネットワークづくりを行います。	健康対策課
京都府及び関係機関の「食」に関する情報の提供	<p>ホームページ・メールマガジン等で「食」に関する情報を提供します。</p> <p>目標：20年度メールマガジン登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育メールマガジン 累計 1000人（19年度 167人） ・食の安心・安全メールマガジン 累計 1000人（19年度 300人）  <p><きょうと食育情報> http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/index.html</p> <p><きょうと食の安心・安全情報> http://www.pref.kyoto.jp/shokupro/index.html</p>	食の安心・安全推進課
きょうと食育ネットワーク会員相互の情報交換と府民への情報提供	<p>「きょうと食育ネットワーク」は、食育に関する各種活動への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ・メールマガジンによる情報提供 ○ネットワーク会報誌の作成 ○会員による食育支援活動の登録・提供 ○会員交流会の実施 	食の安心・安全推進課

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
きょうと健康長寿推進南丹地域府民会議食環境部会の実施	<p>地域における食育をはじめとした食環境の課題解決をめざして、事例報告や対策事業を行います。</p> <p>※年2回程度開催</p>	南丹保健所

(2) 共同事業（連携事例）の紹介

取組事項	取組の内容	担当
地域食育ネットワークの事例収集	消費者・生産者・教育・社会福祉・医療等の団体、大学、行政等が地域レベルで連携し、食育に取り組む事例を収集して、ホームページ等で府民に紹介します。 目標：5事例の収集及び紹介	食の安心・安全推進課

(3) コーディネーター（調整役）の設置と育成

取組事項	取組の内容	担当
食育活動実践者等への啓発	食育活動の実践者等を対象とした研修会や研究会等で、幅広い分野での連携やコーディネーターの必要性を啓発します。	食の安心・安全推進課

(4) 関係団体で構成する協議会の設置

【地域機関等での特徴的な取組】

取組事項	取組の内容	担当
生産者、消費者、飲食店・流通業者等との交流の機会づくり	南丹地域の生産者、消費者、飲食店・流通業者等により、それぞれの「おいしい食の応援隊」を結成し、各隊との交流会等を通じて、「地産地消」の府民運動を進めます。	南丹広域振興局 農林商工部

5 人材育成や活躍しやすい仕組みづくりと、食育に関するマンパワーを強化する取組

【現 状】

食生活改善推進員や生活研究グループ、農業関係団体などによる様々な取組が行われていますが、より活躍しやすい仕組みづくりや、その他の様々な既存組織の食育活動への参加、「食」全般にわたる幅広い知識・見識を持った人材の育成が望まれています。

(1) 「食」に関する専門的知識を有する者の養成

(2) 栄養教諭等の研修を通じた資質の向上

取 組 事 項	取 組 の 内 容	担 当
食育担当者を対象とした研修の実施	栄養教諭、学校栄養職員及び給食主任等を対象にした研修を実施し、学校における食育推進の中核的存在としての専門性をさらに高めます。	保健体育課

(3) 食育を推進する人材への講習の実施、認定による人材育成

取 組 事 項	取 組 の 内 容	担 当
食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会の実施)	【再掲】1 (2) ⑤	健康対策課
特定給食施設等従事者講習会	【再掲】1 (2) ⑦	健康対策課
体験型食育教室の取組を通じた食育指導の知識・技術の習得を支援	地域で食育を実践するグループ等が子どもを対象として実施する体験型の食育教室の取組を支援し、グループ等の食育指導の知識・技術の習得を図ります。	食の安心・安全推進課

(4) 栄養士等、食育に関わる職業を志す学生を活用した取組

【地域機関等での特徴的な取組】

取 組 事 項	取 組 の 内 容	担 当
管理栄養士公衆栄養学臨地実習における栄養教育の実施	管理栄養士学生の公衆栄養臨地実習の場を活用し、保育所(園)・幼稚園の園児や保護者を対象に、栄養教育を実施します。 目標値：20年度 計2回	山城北保健所

6 地域の取組を支援し、優良事例を府内全域へ拡大する取組

【現 状】

各地域で行われている取組事例についての情報を得ることがむずかしく、優良な取組が府内全域に拡大しにくい状況です。

(1) 優良事例の紹介及び取組の拡大

取 組 事 項	取 組 の 内 容	担 当
地域・団体等のモデル事例の紹介	「きょうと食育ネットワーク」を通じて、地域・団体等による食育の取組について調査を行い、優良なモデル事例を掲載した冊子を作成するとともに、きょうと食育ネットワーク会員等にモデル事例を紹介する等、府内全域への普及・拡大を図ります。	食の安心・安全推進課

3 年度別数値目標

					「京都市食育推進計画」内の目標(平成22年度まで)	
事項	当初	現状 (19年度)	20年度 目標	説明		
				根拠の統計等		
(1) 食育に関心を持っている府民の割合	60% ※	62%	70%	90%以上	<p>食育を府民運動として推進し、その成果を上げるためには、府民一人ひとりが自ら食育の実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの府民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている府民の割合について、90%以上となることを目標とする。</p> <p>※京都市食育推進計画では、内閣府「食育に関する特別世論調査」(平成17年9月)における全国値(「食育に関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」と回答した者)を基に現状を70%としていたが、食の安心・安全推進課が平成18年度に府内で実施したアンケート(「食育に関心がある」と回答した者)の結果を基に現状を60%に変更する。</p>	
(2) 朝食をほとんど食べない児童の割合	3% ※	—	—	0%	<p>子どもの食生活の乱れが様々な場面で指摘されており、成長段階からの食の問題は、子どもの将来にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。特に顕著な例として、朝食の欠食が挙げられ、家庭の教育力の低下や不規則な生活習慣に大きな要因があると考えられていることから、朝食を欠食する子どもの割合の減少及び毎日朝食を摂る子どもの割合の増加を目標とする。</p> <p>具体的には生活習慣の形成途上にある児童(小学校2年生及び5年生)について、平成17年度に3%となっている割合(「朝食をほとんど食べない」と回答した者)を0%とし、90%となっている割合(「朝食を毎日食べている」と回答した者)を95%以上となることを目指す。</p> <p>※京都市教育委員会「平成17年度京都市児童生徒の食生活等実態調査」(「朝食をほとんど食べない」と回答した割合及び「朝食を毎日食べている」と回答した割合)</p>	
(3) 「健康ばんざい 京のおばんざい」年間で販売種類	21種類 ※	47種類	—	40種類以上	<p>府民が健全な食生活を実践するには、質・量ともにバランスの良い食事が、分かりやすい情報を伴って提供されることが欠かせない。さらに、望ましい食事量を知り、健康づくりのきっかけとなることも大切である。このため、栄養バランスや京都らしさに関する基準を満たし、認定マークを表示した「健康ばんざい 京のおばんざい」年間で販売されるように種類を増加させ、現状の2倍が販売されることを目標とする。</p> <p>なお、20年度より、認定期間の見直しを行い、現在3ヶ月だが、6ヶ月とすることとしたため、目標値の見直しを行った。</p> <p>※京都市保健福祉部健康増進室調べ(平成18年4月～11月における弁当の認定数)</p>	
(4) 食情報提供店の店舗数	194店 ※	252店	400店以上	800店以上	<p>生活スタイルの変化等から、外食への依存度が高まりつつあり、こうした状況に対応して府民の健康づくりを進めるためには、家庭内の食事だけでなく、外食・中食も含めた食生活支援が必要です。このため、飲食店等が提供メニュー等に健康や栄養に関する情報の提供を行う食情報提供店が800店以上になることを目標とする。</p> <p>※京都市保健福祉部健康増進室調べ(平成18年3月における加入店舗数)</p>	
(5) 「食」に関する指導計画を策定・実施している公立学校の割合	—	50%	72% すべての給食実施校で策定	100%	<p>子どもの発達段階に応じた効果的な食育を展開するためには、学校教育活動全体で組織的・系統的に食育を推進していく必要がある。そのためには、各関連教科や特別活動等にわたる「食」に関する指導計画(各教科・領域等の連携を図って学校全体で推進するための指導計画)を策定し、全教職員の共通理解のもとで実施することが不可欠である。このため、計画を策定・実施している府内公立学校の割合を平成22年度までに100%にすることを目標とする。</p> <p>京都市教育庁保健体育課により調査・把握する予定</p>	
(6) 農林水産業・食品製造の状況を消費者が学習できる農場・工房等の施設がある市町村の割合	67% ※1	88% ※2	92% ※3	80%以上	<p>「食」への感謝が薄らいでいると言われる現代、子どもから大人までが、農林水産業や食品製造業に携わる人々の苦労や努力を肌で感じ、「食」への関心や理解を深めることが必要である。そのためには農場や工房等で、生産や加工等の体験や学習ができる場を提供し、「食」に対する知識の醸成をはかり、「食」の大切さを身をもって体感できる環境づくりをしていかなければならない。このため体験学習が可能な農場や工房等のある市町村の割合を80%以上とすることを目指す。</p> <p>なお、19年度にて88%となったので、20年度以降は一層の増加を目指す。</p> <p>※1農林水産省「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査」(平成18年2月)より京都府分を抜粋(「教育ファーム」に取り組む市町村数割合。「教育ファーム推進計画」の策定有無は問わない。)</p> <p>※2「食」や「農」を体験できる農家・農場・食品加工の工房等の状況調査(旧所管：京都府農林水産部農政課、商工部観光・コンベンション室)</p> <p>※3京都府農林水産部食の安心・安全推進課で調査・把握する予定</p>	

「京都府食育推進計画」内の目標(平成22年度まで)						
事項	当初	現状 (19年度)	20年度 目標	説明		
				根拠の統計等		
(7)	府内産野菜を年1回以上給食に利用する小・中学校の割合	81% ※	100%	達成済み	100%	<p>地元の農産物を利用した学校給食を進めることは、地産地消につながるとともに、広く子どもたちに地域の農業や食文化への理解を深めてもらう機会のひとつとして重要である。このため、府内産野菜を年1回以上利用した学校給食を通じて、「農」と「食」への関心を高める取組を実施している小・中学校(学校給食を実施している公立小・中学校)の割合を81%(17年度)に対して100%にすることを目標とする。</p> <p>※京都府農林水産部農産流通課調べ(当初、牛乳のみを実施している場合を含めていた数値(79%)から当該数を除いた数値に修正)</p>
	府内産野菜を月1回以上給食に利用する小・中学校の割合	—	98% ※	100%	—	<p>府内産野菜を年1回以上利用した学校給食を実施する小・中学校の割合については100%を達成したため、新たに月1回以上実施している小・中学校(学校給食を実施している公立小・中学校)の割合を98%(19年度)に対して100%にすることを目標とする。</p> <p>※京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ</p>
(8)	子どもたちが「食」に関する知識を学べる体験型の食育講習会を実施するモデル地域の数	—	2地域	5地域	20地域以上	<p>子どもが「食」に関して学び、知識や技術を得ることが、生涯の生活を健全に過ごす基礎となる。また、子どもを通じて、各家庭(親)への波及効果も期待できる。このため、子どもたちが「食」に関する知識を学べる体験型の食育講習会を実施するモデル地域の数を20地域以上とすることを目標とする。</p> <p>食の安心・安全推進課により調査・把握する予定</p>
(9)	食育ネットワークの形成～食育に関連した活動を行う府民グループ数～	—	84団体 ※	90団体	100グループ以上	<p>食育を府民運動として推進し、府民一人一人の食生活で実践してもらうには、食生活の改善など各地域で生活に密着した活動を行っている府民グループの果たす役割が重要である。このため食育の推進に関わる府民グループ数を増加させることを目指し、100グループの府民グループが食育ネットワークに参加することを目標とする。</p> <p>※平成19年6月結成の「きょうと食育ネットワーク」の参加団体数</p> <p>食の安心・安全推進課により調査・把握する予定</p>
(10)	推進計画を作成・実施している市町村	0%	12% (※京都市含む)	15%	60%以上	<p>食育を府民運動として推進していくには、府全域においてその取組が進められることが必要である。食育基本法では、市町村に推進計画の作成に努めることを求めている。このため、推進計画を作成・実施している市町村の割合を60%以上とすることを旨とする。</p> <p>食の安心・安全推進課により調査・把握する予定</p>